

# 平成15年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
6月23日(月)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○副議長のあいさつ	5
○管理者のあいさつ	5
○仮議席の指定	6
○議事日程の報告	6
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	7
○日程第3、諸報告	7
○日程第4、議長の選挙	7
○議長就任のあいさつ	9
○日程第5、議席の指定	10
○日程の追加	10
○日程第6、議席の一部変更(追加日程)	10
○日程の追加	11
○日程第7、副議長辞職の件(追加日程)	11
○日程の追加	11
○日程第8、副議長の選挙(追加日程)	12
○副議長就任のあいさつ	12
○日程第9、工事請負契約の締結について(議案第7号)	13
○日程第10、一般質問	17
○議長のあいさつ	24
○管理者のあいさつ	24
○閉会の宣告	25

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第13号

平成15年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成15年5月23日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 伊 利 仁

記

- 1 期 日 平成15年6月23日
  - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂
- 

○会 期

平成15年6月23日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (14名)

1 番	森	田	正	男	君	2 番	山	中	基	充	君		
3 番	滑	川	光	彌	君	4 番	田	原	教	善	君		
5 番	吉	岡	修	二	君	6 番	大	曾	根	英	明	君	
7 番	塘	永	真	理	人	君	8 番	小	寺	由	香	子	君
9 番	井	上	勝	司	君	10 番	西	村	武	次	君		
11 番	中	島	常	吉	君	12 番	榊	原	京	子	君		
13 番	高	橋	信	次	君	14 番	藤	原	建	志	君		

不応招議員 (なし)

## 平成15年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

○議事日程（第1号） 平成15年6月23日

日程第 1、会議録署名議員の指名について

日程第 2、会期の決定について

日程第 3、諸報告

(1)繰越明許費に係る繰越計算書について（報告第4号）

(2)事故繰越しに係る繰越計算書について（報告第5号）

(3)現金出納検査の結果について（監査報告第2号）

(4)議事説明者について

日程第 4、議長の選挙

日程第 5、議席の指定

日程第 6、議席の一部変更（追加日程）

日程第 7、副議長辞職の件（追加日程）

日程第 8、副議長の選挙（追加日程）

日程第 9、工事請負契約の締結について（議案第7号）

日程第10、一般質問

午前10時開会

出席議員（14名）

1番	森	田	正	男	君	2番	山	中	基	充	君		
3番	滑	川	光	彌	君	4番	田	原	教	善	君		
5番	吉	岡	修	二	君	6番	大	曾	根	英	明	君	
7番	塘	永	真	理	人	君	8番	小	寺	由	香	子	君
9番	井	上	勝	司	君	10番	西	村	武	次	君		
11番	中	島	常	吉	君	12番	榊	原	京	子	君		
13番	高	橋	信	次	君	14番	藤	原	建	志	君		

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	伊	利	仁	君	副管理者	品	川	義	雄	君	
収入役	池	畑	勝	一	君	監査委員	菅	沼	明	之	君
事務局長	田	中	浅	男	君	事務局次長	柳	沢		弘	君
事務局次長	中	河	渡	君	事務局次長 兼総務課長	金	子	久	夫	君	
業務課長	森	田	進	一	君	建設課長	新	井	邦	男	君
建設課 主席主幹	紫	藤	清	君	管理課長	杉	田	泰	明	君	
水処 理一 所	吉	田	文	夫	君						

事務局職員出席者

書記	岡	安	文	雄	書記	高	山	淳
書記	宇	津	木	優	明			

○事務局長（田中浅男君） 事務局より申し上げます。

鶴ヶ島市議会におきまして、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会議員選挙後、初の議会でございます。議長が欠けておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定によりまして、副議長が議長の職務を行うこととなっております。

本規定によりまして、吉岡修二副議長さん、議長席へお願い申し上げます。

〔5番 吉岡修二君議長席に着く〕

○副議長（吉岡修二君） ただいまご紹介をいただきました吉岡修二でございます。

地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

---

◇

◎開会及び開議の宣告

（午前10時00分）

○副議長（吉岡修二君） 現在の出席議員14人全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成15年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

---

◇

◎副議長のあいさつ

○副議長（吉岡修二君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成15年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中、早朝より全員の方のご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合の発展のためまことに喜ばしい次第であります。

今期定例会に当たりましては、先般の鶴ヶ島市議会議員選挙において市民の信託を得て見事当選され、さらに本組合議会議員にご就任をいただきました鶴ヶ島市の議員の皆様に対して心からお祝いを申し上げます。

本日は、工事請負契約の締結について1件の議案が提出されておりますが、重要議案でございます。何とぞ慎重ご審議をいただき、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

◇

◎管理者のあいさつ

○副議長（吉岡修二君） 管理者にごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成15年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、極めてご多用の中、ご健勝にて全員の方のご出席を賜りまして、ここに議会の成立を見ることができましたことは、本組合発展のためまことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

本日の議会に当たりましては、先般の鶴ヶ島市議会議員選挙におきまして、市民の信託を得て見事当選の栄誉を勝ち取られ、さらに本組合議会議員にご就任いただきました鶴ヶ島市の議員各位に対しまして心からお祝いを申し上げますとともに、今後のご活躍をご期待申し上げる次第でございます。

さて、本年度も第1・四半期を終えようとしておりますが、引き続き脚折第1幹線工事を初め各種下水道事業の推進に鋭意努力をしているところでありますので、議員各位におかれましては、何とぞご指導、ご協力をお願い申し上げます。

本日ご提案申し上げます議案は、工事請負契約の締結について1件であります。下水道普及促進に向け、重要な案件でございます。何とぞ慎重ご審議の上、適切なるご結論をいただきますように心からお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

---

◇

### ◎仮議席の指定

○副議長（吉岡修二君） この際、議事進行上、去る5月12日、鶴ヶ島市臨時議会において選出されました議員諸君の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

---

◇

### ◎議事日程の報告

○副議長（吉岡修二君） 書記をして、本日の議事日程を朗読いたさせます。

高山書記。

○書記（高山 淳君） （議事日程朗読）

---

◇

### ◎会議録署名議員の指名

○副議長（吉岡修二君） ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、副議長において、

9番 井上勝司 議員

11番 中島常吉議員  
を指名いたします。



### ◎会期の決定

○副議長（吉岡修二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○副議長（吉岡修二君） ご異議なしと認めます。

よって、平成15年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



### ◎諸報告

○副議長（吉岡修二君） 日程第3、諸報告をいたします。

管理者から、繰越明許費に係る繰越計算書及び事故繰越しに係る繰越計算書について報告がありますので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から、平成15年2月から4月分に係る現金出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午後 1時30分

○副議長（吉岡修二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



### ◎議長の選挙

○副議長（吉岡修二君） 日程第4、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。



議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（吉岡修二君） ただいまの出席議員数は14人であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、森田正男議員、14番、藤原建志議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○副議長（吉岡修二君） ご異議なしと認めます。

よって、立会人に1番、森田正男議員、14番、藤原建志議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（吉岡修二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声〕

○副議長（吉岡修二君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（吉岡修二君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

高山書記。

〔点呼に応じて順次投票〕

○副議長（吉岡修二君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声〕

○副議長（吉岡修二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

1番、森田正男議員、14番、藤原建志議員、立ち会いをお願いいたします。

〔立会人立ち会の上開票〕

○副議長（吉岡修二君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票中 田原 教善議員 6票

吉岡 修二議員 6票

塘永真理人議員 2票

以上のとおりであります。

すなわち、田原教善議員の得票と吉岡修二議員の得票が同数であり、しかもその得票数は法定得票数4票を超えております。

よって、地方自治法第118条の規定により、準用する公職選挙法第95条の規定によって、当選者はくじで定めることになりました。

くじの手続について申し上げます。

まず、くじを引く順序をくじで決め、その順序に基づいて、当選人を定めるくじを引いていただくことにします。

以上、ご了承願います。

田原教善議員、吉岡修二議員、議長席前へお願いいたします。

〔同時にくじを引く〕

○書記（岡安文雄君） 吉岡議員さん1番です。田原議員さん2番となります。

したがいまして、くじの順番につきましては、吉岡議員さんが1番、続きまして田原議員さん2番。

〔順番にくじを引く〕

○書記（岡安文雄君） 田原議員さんの当選でございます。

○副議長（吉岡修二君） くじの結果を報告いたします。

田原教善議員が当選のくじを引かれました。

よって、田原教善議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました田原教善議員が議長におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。



### ◎議長就任のあいさつ

○副議長（吉岡修二君） 3番、田原教善議員、ごあいさつをお願いいたします。

○3番（田原教善君） では、ごあいさつを申し上げます。

図らずも、このたび坂戸、鶴ヶ島下水道組合の議長として選出をいただきました。今後におきましては、下水道事業の発展と管理運営が円滑にいくように精いっぱい努力をしていくつもりでございます。議員の皆様方には、今後ともご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

簡単ですが、あいさつにかえます。

○副議長（吉岡修二君） 大変ご協力ありがとうございました。

これで議長の田原教善議員と交代をいたします。

田原教善議員、議長席にお着き願います。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（田原教善君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（田原教善君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時15分

○議長（田原教善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



### ◎議席の指定

○議長（田原教善君） 日程第5、議席の指定を行います。

鶴ヶ島市議会議員の改選により、新たに坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会議員となりました議員の議席を、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

新議員の議席を書記をして朗読いたさせます。

高山書記。

○書記（高山 淳君） （議席番号朗読）

○議長（田原教善君） ただいま朗読したとおり議席番号を指定いたしました。



### ◎日程の追加

○議長（田原教善君） お諮りいたします。

この際、議長選挙に伴い、議席の一部変更についてを日程に追加をいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（田原教善君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、議席の一部変更についてを日程に追加することとし、以下順次繰り下げることに決定いたしました。



### ◎議席の一部変更

○議長（田原教善君） 日程第6、議席の一部変更を行います。

議席は、会議規則第4条第3項の規定により、議長において滑川光彌議員の議席は議席番号3番に、田原教善の議席は議席番号4番にそれぞれ変更いたします。

直ちに新議席へお着きを願います。

〔3番 滑川光彌君議席に着く〕



### ◎日程の追加

- 議長（田原教善君） 副議長、吉岡修二議員から辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 議長（田原教善君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加することとし、以下順次繰り下げることに決定いたしました。



### ◎副議長辞職の件

- 議長（田原教善君） 日程第7、副議長辞職の件を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、吉岡修二議員の退席を求めます。

〔5番 吉岡修二君退席〕

- 議長（田原教善君） 副議長の辞職願を朗読いたさせます。

高山書記。

- 書記（高山 淳君） （辞職願朗読）

- 議長（田原教善君） 念のため申し上げます。

本件は会議規則第72条第2項の規定により、討論を用いないでその許否を決めることになっております。

お諮りいたします。吉岡修二議員の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 議長（田原教善君） ご異議なしと認めます。

よって、吉岡修二議員の辞職を許可することに決定いたしました。

吉岡修二議員の復席を求めます。

〔5番 吉岡修二君復席〕



### ◎日程の追加

- 議長（田原教善君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っております。これにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（田原教善君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加することとし、以下順次繰り下げることに決定いたしました。



### ◎副議長の選挙

○議長（田原教善君） 日程第8、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。副議長の選挙は指名推選の方法をとりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（田原教善君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選において行います。

お諮りいたします。指名の方法については、井上勝司議員において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（田原教善君） ご異議なしと認めます。

よって、井上勝司議員において指名することに決定いたしました。

井上勝司議員、指名をお願いいたします。

○9番（井上勝司君） 被選挙人には、大曾根英明議員を推選したいと思えますので、よろしくお願ひします。

○議長（田原教善君） ただいま井上勝司議員において指名いただきました大曾根英明議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（田原教善君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました大曾根英明議員が副議長に当選されました。

大曾根議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。



### ◎副議長就任のあいさつ

○議長（田原教善君） 6番、大曾根英明議員、ごあいさつをお願いいたします。

○6番（大曾根英明君） ただいまご指名により副議長に就任させていただきました鶴ヶ島議会の大曾根英明でございます。この上は坂戸、鶴ヶ島地区の下水道整備促進にさらなる尽力をさせていただく所存でござ

ございます。皆様におかれましては、今まで以上のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。



### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田原教善君） 日程第9、工事請負契約の締結について（議案第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第7号 工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

本工事は、鶴ヶ島市の星和若葉台住宅団地の公共下水道への接続及び公共下水道の普及促進のための重要な幹線として鶴ヶ島市大字藤金から鶴ヶ島市大字脚折までを引き続き布設するものであります。

工事の概要につきましては、管径800ミリメートル、平均土かぶり6.2メートルの幹線を推進工法により483.6メートル施工するものであります。

工事請負業者につきましては、去る4月24日の工事請負業者等指名委員会におきまして、条件つき一般競争入札によることとし、入札を5月26日に執行いたしましたところ18社が参加し、第1回目の入札において、最低価格1億2,348万円の8業者のくじにより、三ツ和総合建設業協同組合埼玉西部営業所が落札いたしました。

なお、工期につきましては、契約締結日から平成16年2月27日とし、ここに本契約について議会のご議決をお願い申し上げる次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（田原教善君） これより質疑に入ります。

8番、小寺由香子議員。

○8番（小寺由香子君） 8番、小寺由香子です。2点ほど質疑をさせていただきます。

1点目は、この三ツ和総合建設業協同組合埼玉西部営業所というところが近年独禁法違反で公正委員会から排除勧告を受けたと。それはもう既にクリアをしているということではあるのですが、そのときにこの会社がとった指名停止要綱の撤廃を要求し、各行政に対して、そのための出席を強要したというような件がありました。そこで、入札業者だから同様にチャンスがあっておかしくはないのかなというふうには思いますけれども、そういう会社であること、会社というか、ここは協同組合ですよ。だから、協同組合としてそういう仕事を受けて、あとどういふふうな形で、実際には受ける業者がどういふふうになっていくのかということがさらに気になるところです。その点に対して大丈夫だよというようなご答弁がいただければ、それで安心いたしますけれども、それで1点です。

2点目は、価格の問題なのですが、設計価格、予定価格、税抜きで……税込みで……税抜きで言った方がわかりやすいかな、税抜きで1億6,800万と出ておりまして、最低制限価格というのが設けられ

ていて、18社中の10社が、その最低制限価格が前もって公表されたために18社中のうちの8社がこの最低制限価格をつけて、そして8社あったためにくじ引きで落札業者がここに決定したというふうな状況なわけですけども、この設計価格、設計額、予定価格との最低制限価格との差が約5,000万あるわけです。この5,000万の差が一般的に考えればかなり大きいなというところで、今建設業界で働く、実際にかんかん照りの戸外で汗水を流して、体を使って働いている人のところに非常に大きなしわ寄せが行っていると。例えばの話ですけども、汐留や六本木ヒルズ、今話題になってはいますけれども、そういうところで働いた労働者の方々は、大変過酷な状況のもとで働かされていたというようなことがありますので、この設計額予定価格と最低制限価格との5,000万もの差が働く人たちにしわ寄せが行かないのかどうか。結構往々にして公共事業で不払いをこうむって、泣きを見ている業者さんというのが末端の方に行けば行くほどたくさんいるのです。そこをどう、きちっと、大丈夫だよというふうに保障をしていく方法がとられているのかということで、2点お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（田原教善君） 金子事務局次長。

○事務局次長（金子久夫君） お答え申し上げます。

今回の工事に関しましては、条件つき一般競争入札ということで行いまして、今回特に特殊な推進工法を採用するため、特定建設業であることを条件とさせていただいております。当然まだこれからこの議会の方で通していただければ契約という形でなるとお思いますので、今後当然できない部分につきましては下請が出てくる、下請の契約という形になってくる、届け出が出るわけでございます。その後こちらの方でも、建設業法にもございますので、先ほど言いました不払いという問題につきましても、建設業法には、基本的には元請人は下請人に対し、支払いを受けた場合には1カ月以内でできる限り早い時期に支払わなければならないという条項ございますので、これに沿いまして指導の方はさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田原教善君） 小寺由香子議員。

○8番（小寺由香子君） 小寺です。再質問を行います。

1点目のところについては、推進工法であるためということで、それではちょっと私のお尋ねのご答弁にはなっていないというふうに思います。指名停止要綱の撤廃を強く要求し、市町村に一定度のプレッシャーをかけてきた、そういう業者であるということをどういうふうに考えているかという点でもう一回ご答弁いただければと思います。

2点目なのですが、仮に末端の、本当に下請の下請の下請の業者がこの組合に対して不払いをこうむっていると、そういうような訴えがあったときには、直ちに調査、そしてこの受けたところにきちっと指導を入れるということをお約束していただけるでしょうか。そこまで徹底をしないと、本当にいつも泣きを見ているその末端業者をいっぱい知っていますので、よろしくお願いします。

○議長（田原教善君） 金子事務局次長、答弁。

○事務局次長（金子久夫君） 先ほどの三ツ和総合の関係でございますが、これにつきましては指名停止ということで去年の4月26日から3カ月間、指名停止ということになっております。これにつきましては既に期間は過ぎておりまして、その後、その指名に対して組合にそういうものを撤廃してくれというような

話ということはありませんけれども、強要はされておられません。組合としてもそちらの方には出ておりませんので、一応そういう形で、そういう会社でございまして、今後契約等進んだ段階で指導の方はしていきたいと考えております。

○議長（田原教善君） よろしいですか。

○8番（小寺由香子君） 今の2点目の質問……

○議長（田原教善君） 何ですか。小寺由香子議員。

○8番（小寺由香子君） 再質問で2点申し上げました。末端の業者さんから不払いを受けているよという、そういう訴えがあったときに、きちっと調査をし、支払いをするよというような指導を業者に対してしていただけるかどうかということです。

○議長（田原教善君） 金子事務局次長、答弁。

○事務局次長（金子久夫君） 先ほども申し上げましたとおり、下請元請条項がございまして、そちらの関係で一応指導の方をしていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（田原教善君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

高橋議員。

○13番（高橋信次君） 先ほどの伊利管理者の説明の提案理由の中に、いわゆる星和住宅への下水道の促進ということが理由にあったわけですが、この案内図を見ますと、途中までになっているということで、この工事によって星和住宅の下水道の供用が可能なかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（田原教善君） 新井建設課長、答弁。

○建設課長（新井邦男君） お答えいたします。

今年度、先ほど申し上げました約483メートル行いまして、あと残りが、星和住宅までの接続が743メートルあります。一応この平成16、17年の予定をしております。

以上です。

○議長（田原教善君） 高橋議員。

○13番（高橋信次君） 16、17年の予定ということですが、提案理由からいくと星和住宅への下水道の普及を促進するためということですが、金額的なものは理解できるにしても、なぜ一挙に星和住宅までの、いわゆる設計が組めなかったか、その辺が多分金銭的な問題だろうと思いますが、補助金等を含めて何らかの問題があるのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（田原教善君） 新井建設課長。

○建設課長（新井邦男君） ただいま高橋議員さんからありましたように財政的な問題等がありまして、一応3年計画で予定しております。

〔「補助の関係」の声〕

○建設課長（新井邦男君） 補助金も3年計画で予定しております。

〔「細かくはわかんない」の声〕

○建設課長（新井邦男君） 金額については出ておりません。

〔「了解」の声〕



○議長（田原教善君） ほかに質疑はありませんか。

2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充でございます。1点だけ確認の意味を込めて質疑をさせていただきます。

ちょうどこの当該工事地域は、星和に向かってということでありますけれども、鶴ヶ島市内においては、暫定逆線引きで調整区域に戻されているところでありますけれども、下水道の要望の多いところでございます。ただ私としては、存じ上げていることは、まず市街化区域からということ、調整区域には基本的に本管がこのように通ったとしても、整備は後回しというか、すぐにはできないということで、何らかの形でそういうことが可能かどうかということについて1点確認でお伺いをさせていただきます。

○議長（田原教善君） 新井建設課長。

○建設課長（新井邦男君） お答えいたします。

今回の工事につきましては、星和若葉台団地の接続のために推進工法により幹線管渠の土かぶり6.2メートルを施工するもので、維持管理上の観点から、ご質問の沿線区域につきましては、接続については考えておりません。

以上です。

○議長（田原教善君） よろしいですか。

2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） その主立った理由というのは理解するところなのですが、ただ目の前を相当の迷惑をかけて工事をするということで、それも本管下水道工事ということでされているということでありますと、地域住民としては、そのルールを知らない人にとっては、さまざまな疑問がわいてくることだと思いますので、その点しっかりと告知等、PR等、対応等をお願いして質疑とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（田原教善君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（田原教善君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（田原教善君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（田原教善君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎一般質問

○議長（田原教善君） 続きまして、日程第10、一般質問を行います。

通告者は2人であります。順次質問を許します。

8番、小寺由香子議員。

○8番（小寺由香子君） 8番、小寺由香子です。ただいまの議長の許可により、私の一般質問通告どおり行わせていただきます。

2問設問をしておりますけれども、それぞれに関連のある問題でございます。今回初めて下水道の組合の議員に送っていただきまして、1年間の議会会議録をちょうだいいたしました。そこでさまざまな方々の発言を見た上で、私の鶴ヶ島での活動地域の中にも大谷川というのがありまして、その地域住民からユスリカと臭気の問題で長年にわたり訴えが来ています。そして、一度は組合の方にお話を聞いていただき、組合では何をどういうふうにしているのかというお話も伺ったことがあります。そういった状況を踏まえて、1番としては、都市下水路、大谷川の臭気及びユスリカ対策としてのEMの活用についてということで質問をいたします。

(1) としまして、EMについてコストや効能について研究はされたのでしょうかということで、科学的な明確なデータがないということで、組合としてはEM対策はとってこられなかった。ユスリカの発生を抑えるために幼虫駆除の薬剤散布をしております。その薬剤散布は、ユスリカの幼虫を駆除することはできるけれども、河川を浄化することには根本的にはつながっていかない。それどころか川の中にはさまざまな菌、また微生物がいます。川を浄化するために有効なといいますか、有益な微生物もいるわけです。そういう微生物をもその駆除剤は殺してしまうということで、そういった方法に変えて、あちこちでEMについての研究もされ、また科学的な根拠はないとは、まだそういう状況ではあるらしいのですけれども、実験的に取り組んでいる市町村も全国の中でかなりございます。ですから、(1) としましては、どれぐらいかかるのか。効能について、やった場合に具体的にどうなのかという研究をされたのかということでお伺いをいたします。

(2) 番目としまして、その都市下水路の浄化については、過去の同様の質問に対するご答弁で生活排水対策により、合併浄化槽の普及といいますか、本下水に早くに接続をしてもらおうと、そういう促進を図り、生活者の自覚を啓発していくという、そういうご答弁に終始しています。そういったご答弁の具体的実践は、何をどういうふうにやってこられたのかということでお伺いしておきます。

大きな2番の方は、水洗トイレ改造についてです。公共下水が入った地域で水洗化がまだ図られていない率と、その世帯戸数について、坂戸市と鶴ヶ島市で全体のパーセンテージ、それから、その地域、地域、例えば鶴ヶ島でいえば上広谷、五味ヶ谷、そこで何世帯中の何世帯がまだつないでいないのだというような状況で、もしわかればお示ししたいと思っております。

それから、(2) ですけども、坂戸市さんの方で貸付金、組合が扱っていらっしゃる貸付金のほかに住宅リフォームの一環というふうには伺っていますけれども、この下水接続水洗トイレ改造についての補助金を1万円という形で導入をしたというふうには伺っていますけれども、坂戸市さんがそういう補助金

をつけた後の接続の、例えば接続をするお宅がふえたよとか、その影響はどうだったのかということでお伺いいたします。

(3) 番としましては、貸付金制度、今申し上げた40万円の貸付金制度があるわけですが、これはもう昭和52年に導入をされていて、かなり古い制度になっているかなと思いますが、この貸付金制度について、これを利用している人の状況や、それからまた3年間で返済をするというふうになっているわけですが、その返済の状況とか、この貸付金制度は今後も同じような状況で維持をしていけるのだろうかというようなことでお示しをいただければと思います。

以上で1回目の質問といたします。

○議長（田原教善君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） 小寺議員さんの一般質問にお答えいたします。

初めの1点目でございますが、都市下水路におきますところの臭気、ユスリカ対策といたしましてのEM菌の活用に関しましてでございますけれども、ご案内のように都市下水路の臭気、ユスリカの根本的対策といたしましては、これら臭気ですとかユスリカが発生しない環境づくりが絶対的条件であるというふうに考えております。組合といたしましては、公共下水道の整備を進めますとともに、処理区域内におけますところの公共下水道への接続がえを推進しているところでございます。ただいま議員さんのお話にございましたEM菌につきましては、琉球大学農学部の比嘉照夫教授によりまして発見され、この効用につきましては、土壌に使用いたしますと植物にとって理想の土をつくり上げるですとか、植物に対しましては健康で病害虫に強く、また予防にも役立つというふうに言われております。また、汚水浄化、それから水質改善にも役立つとも言われております。私ども下水道組合におきましては、インターネットの情報等で各地の実施状況等を調査いたしております。一般の流水の部分になりますけれども、河川、水路等で使用いたしております例は4例確認をいたしております。この4例を見ますと、いずれも水質のデータにつきましては、なかなか変化が見られない、あるいは不明といったような状況を確認いたしております。したがって、私ども下水道組合といたしましては、今後ともこれら実施例に注目してまいりたいというふうに考えております。

次に、生活排水対策、とりわけ合併浄化槽の普及促進、そして生活者の自覚を啓発していくということに対しまして、組合側の答弁の具体的実践の内容はというご質問でございます。こちらのご質問につきまして、下水道組合につきましては、下水道法によりますところの公共下水道並びに都市下水路の整備を主に行うこととして設置をされました一部事務組合でございます。生活排水対策の合併浄化槽の普及促進を図ることなどにつきましては、組合の構成市でございます坂戸市、鶴ヶ島市で行うこととされております。ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、公共下水が入っている地域で水洗化が図られていない率と、その世帯ということでございますが、こちらにつきましては、平成15年3月31日現在で、公共下水道の供用開始されている地域におきまして、公共下水道が接続されていない率につきましては、全体で10.7%、戸数にいたしまして1,928軒でございます。内訳は、坂戸市分が955軒、鶴ヶ島市分が973軒でございます。

それから、先ほどお尋ねがございました鶴ヶ島市内におきます地域でというお話でございました。地域で申し上げますと、脚折町地区につきましては、接続をされていない率につきましては23.4%、それから

共栄町地区につきましては22.9%、下新田地区につきましては24.4%、羽折地区につきましては22.3%、上広谷地区につきましては19.8%、五味ヶ谷地区につきましては32.8%、富士見地区につきましては全戸接続済みでございます。また、現在土地区画整理事業が施工されております新田の土地区画整理事業地内並びに一本松の土地区画整理事業地内につきましては、下水道が供用開始されている区域につきましては、すべて接続をいただいております。

次に、坂戸市で補助金を導入した前後の状況につきましてお答えをいたします。議員さんのお話にございました坂戸市の補助制度につきましては、平成15年3月20日付、告示第40号の坂戸市住宅等改修補助金交付要綱と存じます。この要綱につきまして坂戸市にお伺いいたしましたところ、この要綱の目的につきましては、地域経済対策の一環といたしまして、市内施工業者によります住宅の改修工事を行ったもの、または水洗化を促進するため、市内指定工事店により公共下水道への水洗化接続工事を行ったものに対して経費の一部を補助することによりまして、市内施工業者の振興を図ることを目的とした要綱でございまして、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの期間と伺っております。これらによります効果でございますが、補助制度が開始されて間もないこと等もございまして、現在のところ顕著な動向は感じられませんが、今後この補助金交付要綱によりまして、水洗化接続工事がさらに促進されますよう願っております。

次に、貸付金制度の関係でございます。こちらにつきましては、都市計画事業といたしまして投資した公共下水道への接続を早期に切りかえていただくため、坂戸、鶴ヶ島下水道組合水洗便所改造資金貸付基金条例、お話がございました昭和52年4月1日に施行いたしました。貸付金につきましては、1件当たり40万円を限度といたしまして、償還は無利息36カ月以内、均等月賦償還の制度でございまして、平成12年度から平成14年度までの直近3カ年の状況を申し上げますと、貸付件数133件、貸付金額、累計でございますが、3,763万円でございます。今年度、平成15年度につきましては、5月31日現在で4件、128万円の状況でございます。なお、返済につきましては、繰上償還でこの期間に一括繰り上げをされる方も多数おりますし、3カ年の計画どおりすべての方が返済をいただいております。なお、これらにつきましては、今後におきましても、この制度の趣旨をいろいろな機会を通じましてPRいたしまして、公共下水道への接続を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田原教善君） よろしいですか。

小寺由香子議員。

○8番（小寺由香子君） 小寺由香子、再質問をさせていただきます。

1の（1）のEMの関係なのですが、私がいろいろ調べたり、何件かはその自治体にお電話もしているところなのですが、4件どころかもちょっと事例があるようです。例えば熊本市なんかでは、2年間の取り組みで、各家庭の台所やトイレから流してもらって、2年の取り組みで虫が戻ってきたとか、それから茨城県の白井町というところでは、どぶ川のヘドロに直接注入をして半年でメダカが戻ってきたとか、そういうさまざまな、岩手県のある町では、汚水処理の浄化槽にEMを入れると。そして水質の浄化を図ってきたとか、それから平成7年の7月にオープンしたドーム型の屋内プール、けんじワールドというところでEMを使用して塩素の使用量を大幅に削減をしたとか、この岩手県の汚水処

理の浄化槽にEMを入れた。この浄化槽というのは7,500人分の処理槽で、最大1日に1,500トン処理をしている大きな処理槽だそうです。そこで、まず汚泥が著しく減少したとか、曝気時間の短縮が図られたとか、大腸菌が通常の3分の1以下で下がって、放流をする直前の処理で塩素を入れなくてもいい状態になったなど、まだほかにもいっぱいあるのですけれども、こういうような状況が報告をされています。そして、例えば千葉県の流山市では、1本の下水路2キロメートルのようなのですけれども、年間予算70万で少なくとも川の嫌なにおいがしなくなったというような件もあります。だから、それほどの財政は使わなくても、まず試行的にやってみるだけの価値はあるのではないかというふうに思うのです。鶴ヶ島でも坂戸でもこういうことを取り組んでいる行政は、こういうエコ・ピュアという雑誌がありまして、ここにEMを扱っている日本全国の各団体がだあと何ページにもわたって網羅されているのですけれども、NPOを立ち上げているようなところもあつたりします。鶴ヶ島、坂戸近辺では、EMに関心を持っている人たちはいっぱいいると思うのだけれども、それがどこからイニシアをとって、何か大きな団体にして、これで取り組みを進めていこうというふうにやっていくところがないために、各自自分の家で、例えば空中散布をすれば家の中の嫌なにおいが消えるですとか、家の庭で栽培をしているお花にやれば、もう本当に生き生きとよみがえるようになっていくとか、そういうような個人的な利用しかされていないのです。だけれども、これを両構成市にも呼びかけ、最初はもう本当に市民に対しても訴えていって、その比嘉教授を呼んでの学習会を開くなど、そして河川をきれいにしていこうよというふうな呼びかけをやっていけば、この組合の取り組みとしてもうまくいくのではないかなというふうに思います。さっき言ったように、希釈したもの、薄めたものを各家庭の台所やトイレから毎日流してもらおうとか、大きな浄化槽の中に入れるとか、そういうような取り組みでかなり変わってくるのではないかなというふうに思うのです。だから、とりあえず、ではやってみようかということで、試算をしてみるだけでもやってみていただけないかというふうに考えます。

そして、また同時にせっかく公共下水道が入って、貸付金制度もあるわけですから、早くにやっぱり今伺った五味ヶ谷が最大で32.8%がまだ未接続であると。そういうようなところに、やっぱり大谷川のおいやユスリカが嫌なのだったら、これを早く接続してねというようなPRもしていかなくてはいけない。そういうPRや、それからEMの宣伝なんかも、やはり自治会の組織を利用して、そしてみんなで考えていこうよというふうにやっていくのも一つの手だと思うのです。組合の方が1軒1軒回って貸付制度のことも宣伝しているよという話も伺ったのですけれども、それではもう本当に大変ですよ。だから、自治会に呼びかけて、川の浄化にEMがいいと。例えば、これについての学習をこっちでセットするよとか、それから自治会としてこの地域の環境をよくするためにこういう取り組みをやってみないかというふうに持ちかけるとか、その中でEMを1軒でも多くの方が台所やトイレから流してくれて、そしてそのデータをきちきちとはかっていって、効果があらわれたら、もっともっと本格的に取り組んでいくということで、ユスリカの幼虫駆除で健全な、有益な微生物まで殺してしまつて、大谷川なんかも坂戸の方に入つていったらコイがいたりするわけですよ。それがどんどんどん薬を強くしていかないとユスリカの駆除もできないし、強くしていけば、今度は生きているものまで死んでしまつと。やっぱりいつまでも追っかけっこで根本対策にならないと。そういう意味で、自治会の利用とか、それからEMの学習から始まつてみんなでやってみようよというふうな取り組みをぜひ進めていただきたいというふうに思います。も

し答弁出なければ、要望、提案で終わってもいいです。

以上です。

○議長（田原教善君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） ただいまのお話でございますが、EMを含めまして、都市下水路の水質の浄化というふうなことでございますが、都市下水路の水質の浄化につきましては、構成市でございます、先ほども申し上げましたが、坂戸市、鶴ヶ島市の環境部門の方とも連絡を密にしていまして、合併浄化槽の推進ですとか、それから各家庭から流れ出る水質の管理、これらについて努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、先ほどの接続を促進するために貸付金制度が昭和52年に創設されたわけでございますが、この貸付金制度につきましても、過去何度かその内容を改正させていただいております。昭和51年当時につきましては、1件15万円で24回の償還でございましたけれども、これを昭和60年には、一般家庭につきましては20万円に引き上げさせていただきました。さらに、平成3年には30万円に引き上げさせていただきました。そして、平成9年からは現在も同じでございますけれども、1件40万円、そして償還の期間につきましても36カ月の償還という形で見直しをさせていただいております。特にこれらの活用を今後とも説明会等を通じましてPRしていまして、接続の促進、接続がえの促進等に努めてまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（田原教善君） よろしいですか。

続いて、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 議長より発言の許可をいただきましたので、下水道組合におけます私の一般質問を行わせていただきます。

まず第1に、個人情報保護条例の制定をと題しまして質問をさせていただきます。個人情報保護条例の制定について。高度情報通信社会の進展やITの活用によってデジタル処理された大量の個人情報の流通・蓄積は、迅速・広範なサービスの提供を実現した反面、個人情報は、一たん誤った取り扱いをされると、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあります。例えば、全く身に覚えのない企業から自分や家族のことを知っているとか思えない内容のダイレクトメールが届いたり電話がかかってきたり、民間企業の顧客名簿や行政機関の個人情報が大量に流出するといった事件や個人情報が売買の対象になり、取り扱い業者を規制することができなかったことから、国及び地方公共団体の責務、個人情報取り扱い事業者の遵守すべき義務を定め、個人情報の有用性に配慮し、個人の権利利益を保護することを目的に個人情報保護法案が国会で可決成立いたしました。

このことを受け、この法律の第5条、地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。さらに、第11条では、地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう必要な措置を講じることに努めなければならないと規定されており、さらに本年8月から住民基本台帳ネットワークシステムの本格的な運用が開始されることから、当組合条例の整備も急がなければならないと考えます。個人

情報保護法の整備による当組合条例の検討課題としては、電算処理されている個人情報以外の行政文章に記録されている個人情報も対象にしたもの。個人情報を取り扱う事務の名称、目的、記録項目、収集方法などを記載した登録簿の公表の義務化。利用停止請求権の規定。住民からの苦情処理及び不服申し立ての規定。職員及び受託者に対する罰則規定など、今回の法整備による新たな課題として、それらを含めた条例制定について、どのように検討整備されているのか、お伺いをいたします。

大きな2番として、例規集の電子化を。当組合の例規集の加除は、議会ごとに行われ、費用と手間をかけているにもかかわらず、さきの議会で成立した、本1問目の質問にも大変かわりがあります情報公開条例が今我々の手に持っている例規集には間に合わず、載っていないなど、タイムラグが生じてしまっております。電子化を行い、CD等で配付したり、今年度中に策定する予定のホームページに掲載すれば、迅速かつ効率的対応が可能と思われませんが、当組合の取り扱いについてお伺いをいたします。

以上2点についてよろしくお願ひいたします。

○議長（田原教善君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） 山中議員さんの一般質問にお答えいたします。

初めに、当組合におけますところの個人情報保護条例制定についての件でございます。こちらにつきましては、ご高承のとおり国におきまして個人情報の保護に関する法律が、さきの国会におきまして本年5月30日に公布されたところでございます。山中議員さんお話しのように、同法第5条並びに第11条に地方公共団体の責務並びに施策につきまして明記をされております。しかし、本法律に伴いますところの政令等は、現在のところ制定されておられません。また、構成市におきましては、既に個人情報保護条例が制定をされておりますが、国の法律が制定されたことによりまして、現条例を見直すことなども予想されます。ご質問の検討課題を含めまして、今後国並びに構成市でございます坂戸市、鶴ヶ島市の動向に注目し、検討してまいりたいと考えております。

次に、例規集の電子化への取り組みの関係でございます。現在当組合の例規集につきましては、条例、規則等、紙に出力したものを冊子にまとめ、年1回加除を行い対応しているところでございます。ご指摘のように、加除の直後におきますところの制定、改正、これらの条例等につきましては、約1年間例規集に掲載されない状況もあります。しかし、例規集を電子化することにつきましては、初期導入費用、維持管理費用、そして更新に要する費用、これらの費用が多額になることが予測されます。また、パソコン環境が整っていない市民等の利用に供するため、従来の冊子形式の例規集も併用で使用せざるを得ないことも考えられます。したがって、例規集の電子化につきましては、費用対効果を含めまして、今後調査検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田原教善君） よろしいですか。

2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充でございます。個人情報保護条例の制定について、幾つか再質疑を行わせていただきます。

まず、今情報公開条例が構成市であります坂戸市の方でも制定して、これから施行されるということで、それに合わせて情報公開条例の、また個人情報保護条例の見直し等もやって、当組合としてはそれともし

ンクさせた形で見直していくという、制定に向けた動きはあるということは理解をいたしました。一番問題なのは、その間、一体いつできるかということも問題ですけれども、その間の個人情報の保護等についてはどのように考えていらっしゃるのかということと、あともう一点、今全体としてお話しさせていただきましたけれども、これはつくるということで理解をしいのかということについても確認をさせていただきます。

また、この個人情報保護法案のみならず、各そういう指定市に対して、まだ個人情報保護条例をつくっていないところはつくるようにという総務省からのそういうお話もあったように伺っておりますけれども、それに伴って、一番最もこういう行政側の問題としては、それを取り扱う職員の、いわゆるセキュリティーポリシーをいち早くつくるべきであると。7月をめどにつくりなさいというようなお話もあったように伺っておりますけれども、そういったものについては既に制定をされているのかどうかということの3点について、お示しをいただきたいと思います。

あともう一点、例規集の電子化ということでございまして、ご存じのように鶴ヶ島市においては、この例規集の電子化、実現をいたしまして、今我々の議員のもとに配られるのは、あの分厚い例規集ではなくて、CD 1枚ということで、毎回毎回議会ごとに新しいCDをもらって、古いCDは捨てるという形でやってございます。同時にこのホームページにも掲載していくということでありまして、今数多くのホームページ、行政側のホームページを見ますと、例規集が掲載しているところがほとんどになってきたのかなと。関連の市町村比するときにも、直接条例を検索することができるようになってございます。こういったネットワークが徐々に各市町村でできがりつつある中で、ネットワークというのは一つ一つがばらばらだと余り意味がなくて、それが本当にネットワーク同士がまたネットワークしていくことによって相乗効果を生んでいくということもございまして、これはあたかも高速道路が一つだけ独立するより、やはりいろんな高速道路がつながっているからこそ高速道路網が生きてくるということに例えられた方もいらっしゃると思いますが、そういった今、流れとなってまいります。スケールメリットを考えますと、組合だけでやるのと構成市でやるのと違うということも理解できる場所ですので、そういった趣旨も踏まえて前向きに取り組んでいただきたいと思います。この点に関しましては、要望ということで結構ですので、個人情報に関する質問だけにご答弁いただけましたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田原教善君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） お答えいたします。

現在のところ、当組合におきましては、個人情報条例につきましては、ご案内のように制定はされておりません。今後こちらの個人情報保護条例の制定につきましては、制定する方向で検討してまいりたいというふうに考えております。現在のところによりますと、坂戸、鶴ヶ島下水道組合につきましては、情報公開条例が公布されまして、本年10月1日に施行の予定でございます。これらの適用を受ける情報につきましては、これらの条例第7条におきまして、個人情報等を非公開とする旨の規定がございます。また、情報公開条例の適用を受けない情報につきましても、地方公務員法第34条において職員に守秘義務が課せられております。これらの規定に基づきまして、慎重に対応するとともに、個人情報保護の重要性につきましても、職員に周知徹底をしてまいりたいと考えております。

また、個人情報を含んだ情報をやむなく業者等へ委託する場合も考えられます。これらにつきましては、



個人情報取扱特記仕様書、これらを定めまして、これらの対応につきましては十分注意をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田原教善君） よろしいですか。

以上をもって一般質問を終結いたします。



### ◎議長のあいさつ

○議長（田原教善君） 以上をもちまして今期定例会の議事は全部終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

このたびは議長交代ということで、相当の時間を皆様方に費やしていただき、そして不肖私が議長の職につきましたが、なかなかなくて不行き届きでご迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

まだ梅雨の真っ最中でございますけれども、議員の皆様方は体調に十分ご注意くださいまして、この暑い夏を有意義に過ごしていただければと思います。

私のあいさつは簡単でございますが、これにてごあいさつといたします。ありがとうございました。



### ◎管理者のあいさつ

○議長（田原教善君） 管理者からごあいさつをお願いします。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして御礼のごあいさつを申し上げさせていただきます。

本日は、平成15年第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会に際しまして、早朝よりご参集を賜り、長時間にわたって慎重ご審議を賜りました。ご提案申し上げました案件につきましては、原案どおりのご可決をいただいたところでございまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

なお、審査の過程におきまして、あるいはまたその他の一般質問等々におきまして、それぞれ議員各位から貴重なるご示唆、ご提言を賜りました。私ども議会の意を最大限に尊重いたしまして、今後とも事務職員一丸となって下水道事業の普及促進、さらに安定の運営管理等に十分に配慮してまいりますので、どうぞ変わらざるご指導、ご支援のほどをお願い申し上げます。

なお、本日は議会におきまして、議長並びに副議長の選挙が実施されたわけでありましたが、議長に田原教善議員、副議長に大曾根英明議員、それぞれご当選、ご就任になりました。心からお祝い申し上げますとともに、どうぞ今後とも大所高所からのご指導を賜りますように重ねてお願いを申し上げます。

暦の上では夏至になったわけですが、まだまだ梅雨でございまして、うっとうしい日々が続きま

す。どうぞ自愛いただきまして、それぞれ議員各位のますますのご活躍を心からご祈念申し上げ、御礼のごあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。



**◎閉会の宣告**

(午後 3時10分)

○議長(田原教善君) これをもって平成15年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。